

新型コロナ 保護者に役立つ制度

★子どもの休校・休園などで仕事を休んだ人への補償

被雇用者(アルバイト・日雇い含む)への補償

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

名称 新型コロナウイルス感染症による小学校等対応助成金。(厚労省)

対象者 学校だけでなくフリースクールの休校、保育園や学童などの休園や登園自粛要請、子どもの風邪症状や濃厚接触などのために仕事を休んだ保護者。保護者の代わりをした祖父母なども対象。4月からは子どもの基礎疾患のための休業も対象。対象期間は2月27日～6月30日。

制度 ．まず事業主が年休と別に保護者向け有給休暇制度(全額支給)を設ける。保護者はそれを利用し、国は事業主に助成。事業主に制度の有無を聞き、なければ要求しましょう。国の助成金が1日8330円と少ないことがネック。声をあげて改善させましょう。

フリーランス(業務委託契約で仕事をする個人)への補償

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

名称 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応資金。(厚労省)

対象者 基本的な条件は上の「被雇用者用」と同じ。業務委託契約によって仕事をしているフリーランス。

制度 ．子どものために仕事ができなくなった日数分を支給。一日当たり4100円(定額)。本人が申請書類を厚労省HP(上記URL)からダウンロードし、指定された資料(住民票、業務委託契約の証明など)を添え、所定の「受付センター」に郵送し、国の審査・決定をへて支給される。印刷できない場合は下記コールセンターに連絡。理容業など業務委託ではない自営業者は対象外、金額が少なすぎなどの問題あり。声をあげて改善させましょう。

上記二つの相談コールセンター

0120-60-3999

(学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター)

受付時間...9:00～21:00 土日・祝日含む

★すぐお金が必要な場合は、新型コロナ対応の無利子貸し付け

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621220.pdf>

緊急小口資金

名称 ．緊急小口融資。(厚労省)

対象 ．新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、生活資金に困っている人。

制度 ．学校等の休業と個人事業主等の特例は20万円以内、その他は10万円以内の貸付。据置期間1年以内で、償還(返済)期限は2年以内。無利子、無保証人。

申込先 ．市区町村の社会福祉協議会。

総合支援基金

名称 総合支援基金。(厚労省)

対象 ．新型コロナウイルスの影響により日常生活の維持が困難となっている世帯。

制度 ．2人以上世帯で月20万円以内、単身で月15万円以内の貸付。原則3ヵ月以内。据置期間1年以内で、償還(返済)期限は10年以内。無利子、無保証人。

申込先 ．市区町村の社会福祉協議会。

☆上記2つの制度の併用可。

☆いずれも、償還時に所得減少が続く住民税非課税世帯には償還を免除。

★1人10万円の現金給付

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

名称 特別定額給付金(仮称)。(市区町村、総務省)

対象者 ．市区町村の住民基本台帳に記載されている外国人を含む全ての人(事後も含む)。

制度 ．政府予算により、市区町村が全員に10万円を支給する。

手続き ．①市区町村から世帯主あてに郵送された申請書類を返送するか、
②オンラインでマイナンバーカードを活用して電子申請する、が基本。

4月24日～30日までに市区町村の特別給付金窓口でDV避難していると申し出て、「世帯主」と関係せず、同伴している子どもの分も含め受け取れます。

問い合わせ先 ．コールセンター 03-5638-5855 9:00～18:30(土日祝日を除く)



日本共産党碧南市議団





山口はるみ 岡本守正 磯貝明彦
 ☎42-8940 ☎41-5357 ☎48-2718
 三度山町2-70-4 笹山町6-29 若松町3-253
お気軽にご意見ご要望を

**戦争法廃止・安倍改憲
 発議許すな 19日行動**
 5月19日(火)
 午前11時～12時
 ヤマナカ前にて